

申込みのしおり

令和8年度

千葉市平和公園 合葬式樹木葬墓地使用者の募集

陽光と緑に囲まれた安らぎの聖地



申込期間

令和8年**7月3日(金)**～**7月31日(金)**

平和公園管理事務所に**7月31日(金) 午後5時必着**とします。

(郵送の場合は、7月31日(金)の消印有効とします。)

千葉市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などにより、墓地を承継していくことが困難となるなど、墓地をめぐる社会状況が変化しています。

平和公園合葬式樹木葬墓地は、従来の墓地とは異なり、墓地を承継する必要がないため、墓地の承継にお悩みの方でも安心してご利用いただくことができます。また、生前でもお申込みいただくことが可能です。千葉市民を対象に使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申込みください。

もくじ

1	合葬式樹木葬墓地の特色	2
2	合葬式樹木葬墓地の概要	2
3	使用料及び埋蔵方法等	3
4	お申込みにあたっての留意点	3
5	募集スケジュール	4
6	申込区分及び募集数等	6
7	申込者の資格	7
8	申込方法と必要書類	9
9	申込みにあたっての注意事項	9
10	公開抽選及び補欠者の取扱い	10
11	当選された方へ	11
12	資格審査に合格された方へ	14
13	使用許可証の交付を受けた方へ	15
	その他	
	申込書の記載例	16
	埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（焼骨所持）	17
	埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（生前申込）	18
	埋蔵する焼骨を粉状にすることについての同意書（粉骨区分）	19
	承諾書	20
	埋蔵・収蔵証明書見本	21
	平和公園案内図	

1 合葬式樹木葬墓地の特色

- ◎合葬式樹木葬墓地とは、お墓のシンボルツリーとなる樹木の下にカロート（納骨室）を埋め、一つのカロートに多くの焼骨を共同で埋蔵する形態の墓地です。
- ◎焼骨は、骨壺から納骨袋に入れ替えて埋蔵します。
- ◎カロートは底面も含めコンクリートで覆われているため、焼骨は土に触れずに埋蔵されます。
- ◎承継者の有無に関係なく使用できます。
- ◎個人やご夫婦等で生前に申込みできます。
- ◎墓石を設置する必要がないため、費用を軽減できます。

2 合葬式樹木葬墓地の概要

- ・収容体数 30,400体（整備中）
- ・主な設備 シンボルツリー ヒメシャラ（花期6月～7月）
カツラまたはヤマボウシ（花期5月～7月）
イロハモミジ（秋）、ハナモモ（花期3月～4月）
カロート38基
献花台及び焼香台

・イメージ図



3 使用料及び埋蔵方法等

- 1 墓地使用料 60,000円／1体（通常納骨）
40,000円／1体（粉状納骨）

※施設の維持管理費を含みます。また、使用開始後の費用はかかりません。なお、一度納めた使用料は返還できません。

※粉状納骨の場合、お申込みいただける区分に制限があります。（詳細は6頁をご覧ください。）

2 埋蔵方法

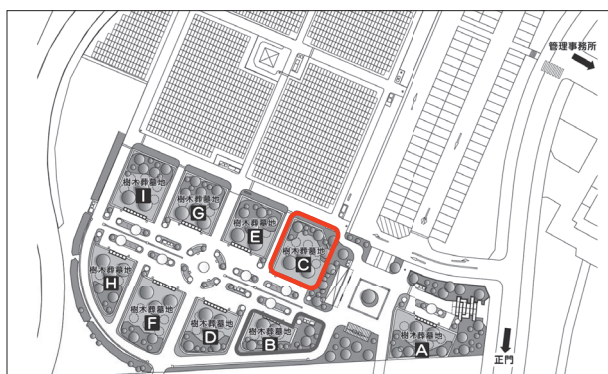
- (1) 納骨については、平和公園管理事務所で手続きの後、職員が焼骨をお預かりし、焼骨を納骨袋に移したうえでカロート（お墓の中で遺骨を納める・安置するスペース）へ埋蔵します。なお、粉状焼骨の納骨を行う場合は、職員が焼骨をお預かりした後、粉骨を行い、納骨袋へ移したうえで埋蔵します。いずれの場合においても、使用者がカロートへ立ち入ること、埋蔵時に立ち合うことはできません。また、埋蔵するカロートを選択することはできません。
- (2) 一つのカロートに多くの焼骨を共同で埋蔵するため、埋蔵された焼骨を、返還することはできません。そのため、合葬式樹木葬墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、理解を得ておくようお願いいたします。

3 埋蔵場所

合葬式樹木葬墓地 Cエリア

4 参拝方法

施設正面に設けられた参拝スペースでの参拝となります。参拝スペースでは、焼香と献花が可能です。



4 お申込みにあたっての留意点

- ・ 2頁の合葬式樹木葬墓地の特色、上記の使用料及び埋蔵方法等について、よく理解された上でお申込みください。
- ・ 生前申込みをされる場合には、お申込者が死亡した後において埋蔵手続がなされるよう、ご親族や関係者に事前に使用許可を得ていること、納骨の手続きを依頼しておくなど、必要な措置を講じてください。
- ・ 使用許可を受けた後に埋蔵予定者を変更することはできません。改葬を予定している場合は、事前に対象の焼骨が改葬できる状況にあることをご確認ください。

5 募集スケジュール

1. 申込書配布

令和8年7月3日(金)～7月31日(金)

申込みのしおり及び申込書の配布を行います。
配布場所：平和公園管理事務所、生活衛生課、
桜木霊園管理事務所、各区役所総務課等

2. 申込受付期間

令和8年7月3日(金)～7月31日(金)

申込みは次のいずれかの方法となります。

- ・平和公園管理事務所に郵送
- ・平和公園管理事務所に持参
- ・電子申請

※平和公園管理事務所に7月31日(金)午後5時必着とします。

(郵送の場合は、7月31日(金)の消印有効とします。)

また、電子申請の場合は7月31日(金)午後5時受信分までを有効とします。

3. 受付票発送

令和8年8月下旬

墓地受付票（はがき）で受付番号を通知します。

※大切に保管してください。

電子申請の方には、電子メールで通知します。

4. 抽 選

令和8年9月15日(火)

申込者数が募集数を超えた申込区分については、抽選を行います。

日 時：9月15日（火） 午前9時30分～午前11時30分

抽選会場：千葉市役所 1階 正庁

※抽選結果は下記の方法でお知らせしますので、必ずしもご来場いただく必要はありません。平和公園ホームページまたは管理事務所でもご確認いただけます。

5. 抽選結果通知

令和8年9月下旬

抽選結果通知書（はがき）で抽選結果「当選」、「補欠」、「落選」を通知します。

電子申請の方には、電子メールで通知します。

5 頁に続く

これ以降は「当選」した方の手続きです

資格審査の結果、申込資格がないことが判明した場合、期間内に審査を受けない場合、必要書類が提出できない場合、当選は無効となります。

6. 資格審査 使用許可申請書の提出

当選結果通知（はがき）
到着後から

令和8年10月30日（金）まで

資格審査の詳細は、11～15頁を参照してください。
審査会場については、「当選」の方に別途お知らせします。

7. 不足書類があった場合の提出期間

令和8年11月1日（日）～11月30日（月）

資格審査の際に不足書類があった場合は、
令和8年11月30日（月）午後3時まで **平和公園管理事務所** の窓口を持参してください。
（その場で書類の審査を行いますので郵送での提出はできません。）

※区分Cに申込みの方は墓地返還等の
手続きをお願いします。

令和8年11月30日（月）まで

改葬許可申請、墓地の原状回復、墓地の返還
※墓地の返還等の実施を確認後、使用料の納付書を送付いたします。
※資格審査が終了した旨のお知らせはしておりません。

8. 使用料の納付書の発送

令和8年12月上旬

資格審査が終了した方に対して、「使用料の納付書」を送付します。
使用料は一括納付です。
（一度納めた使用料については、返還できません。）

9. 使用許可証の発送

使用料納付日以降

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

10. 使用の開始

使用許可証交付日以降

納骨は**予約制**です。**平和公園管理事務所**へ直接電話などで予約をお願いします。
（焼骨を所持している方は使用許可日から1年以内に納骨をお願いいたします。）

6 申込区分及び募集数等

内 容		申込区分	募 集 数	使 用 料	
焼骨をお持ちの方	焼骨 1 体分（通常納骨）		A-1	80枠（80体）	60,000円
	焼骨 1 体分（粉状納骨）		A-2	20枠（20体）	40,000円
	焼骨 2 体分（通常納骨）		B-1	145枠（290体）	120,000円
	焼骨 1 体分と 申込者本人の生前予約 1 体分 （通常納骨）		B-2		
	焼骨 2 体分（粉状納骨）		B-3	30枠（60体）	80,000円
	市営墓地返還（通常納骨）		C-1	20体	60,000円 （1体につき）
	市営墓地返還と生前予約 1 体分 （通常納骨）		C-2	35体	
	市営墓地返還と生前予約 2 体分 （通常納骨）		C-3	35体	
	市営墓地返還（粉状納骨）		C-4	20体	40,000円 （1体につき）
生前に申込む方	生前予約 1 体分 （通常納骨）	75歳以上 ※1	D-1	40枠（40体）	60,000円
		75歳未満 ※2	D-2	40枠（40体）	
	生前予約 2 体分（通常納骨）		E	30枠（60体）	120,000円

※1 区分D-1の75歳以上とは、生年月日が昭和27年4月1日以前の方とします。

※2 区分D-2の75歳未満とは、生年月日が昭和27年4月2日以降の方とします。

※ 1つの骨壺に複数体の焼骨が納められている場合は、体数分の申込み及び使用料が必要となります。

7 申込者の資格

次の（１）、（２）に掲げる資格のほか、下表の申込区分に応じた申込資格が必要となります。

- （１）申込者は、千葉市内に１年以上（令和７年７月３１日以前から）継続して居住していること。
（区分Ｃ-１・Ｃ-２・Ｃ-３・Ｃ-４は１年以内でも可）

※使用許可前に市外に転出した場合は、使用許可を受けることができませんのでご注意ください。

- （２）申込者は、現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地（合葬式墓地を除く）の使用許可を受けていないこと。（区分Ｃ-１・Ｃ-２・Ｃ-３・Ｃ-４を除く）

内 容			申込区分	申込資格
焼骨をお持ちの方	焼骨１体分（通常納骨）		A-1	・ 祭祀を主宰する者であること。
	焼骨１体分（粉状納骨）		A-2	・ 埋蔵する焼骨（分骨でないものに限る）を所持していること。
	焼骨２体分（通常納骨）		B-1	・ 埋蔵する焼骨は申込者の配偶者、２親等以内の血族の方、または申込者と千葉市パートナーシップ宣誓している方のいずれかであること。 ・ B-2生前予約１体分は申込者本人が使用すること。
	焼骨１体分と 申込者本人の生前予約１体分 （通常納骨）		B-2	
	焼骨２体分（粉状納骨）		B-3	
	市営墓地返還（通常納骨）		C-1	・ 現在、市営霊園（桜木霊園・平和公園）の普通墓地・芝生墓地・林間墓地の利用者であり、使用中の墓地を返還すること。 ・ C-2生前予約１体分は申込者本人が使用すること。 ・ C-3生前予約２体分は申込者本人と申込者の配偶者、２親等以内の血族の方、または申込者と千葉市パートナーシップ宣誓をしている方のいずれか（申込者と一緒に埋蔵される方は市外在住でも可）が使用すること。
	市営墓地返還と生前予約１体分 （通常納骨）		C-2	
	市営墓地返還と生前予約２体分 （通常納骨）		C-3	
	市営墓地返還（粉状納骨）		C-4	
生前に申込む方	生前予約 １体分 （通常納骨）	75歳以上	D-1	・ 申込者本人が使用すること。
		75歳未満	D-2	
	生前予約２体分（通常納骨）		E	・ 申込者本人と申込者の配偶者、２親等内の血族の方、または申込者と千葉市パートナーシップ宣誓をしている方のいずれか（申込者と一緒に埋蔵される方は、市外在住でも可）が使用すること。

※区分A-1・A-2及び区分B-1・B-3に限り、配偶者及び2親等内の血族の中に存命者がなく、それ以外の親族の方が焼骨を所持している場合についても、申込みが可能な場合もありますので、平和公園管理事務所にご相談ください。

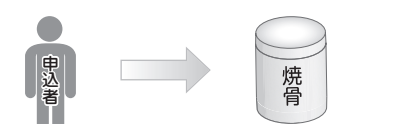
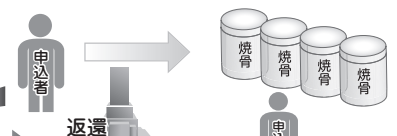
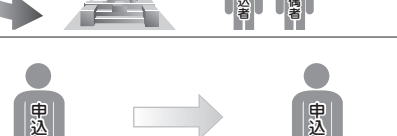
＜例1＞ 配偶者及び2親等内の血族の中に存命者がいない場合

- ・ 3親等の血族がいる → 3親等の血族が申込み
- ・ 3親等の血族がいない → 4親等の血族が申込み など

＜例2＞ 子のいない夫婦の焼骨2体分を、夫又は妻の兄弟姉妹が申込み場合

なお、当選した際には、資格審査で親族関係が確認できる戸籍等や承諾書などの提出が必要です。

申込区分の主な例

1	焼骨1体分を申込み場合		区分A-1 区分A-2
2	焼骨2体分を申込み場合		区分B-1 区分B-3
	焼骨1体分と自分の分を生前に申込み場合		区分B-2
3	使用中の本市営の一般墓地を返還し、その使用者が申込み場合（右図は焼骨4体分が埋蔵されている場合）		区分C-1 区分C-4
4	使用中の本市営の一般墓地を返還し、その使用者が自分の生前を同時に申込み場合		区分C-2
5	使用中の本市営の一般墓地を返還し、その使用者が自分と配偶者等の生前2体を同時に申込み場合		区分C-3
6	自分の分を生前に申込み場合		区分D-1 区分D-2
7	自分の分と配偶者等の分を生前に申込み場合		区分E

8 申込方法と必要書類

申込期間内（令和8年7月3日（金）から7月31日（金）まで）に申込書類を**平和公園管理事務所**に郵送又は持参し、お申込みください。また、電子申請でもお申込みができます。

(1) 郵送の場合

この申込みのしおりに添付されている「①令和8年度平和公園合葬式樹木葬墓地使用申込書」及び「②合葬式樹木葬墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、はがきにはそれぞれ85円切手を貼付してください。「③送付用封筒」に①、②の書類を入れて、所定の切手を貼付し郵送でお申込みください。（7月31日（金）の消印有効）

(2) 持参する場合

(1) 郵送の場合と同様に「①令和8年度平和公園合葬式樹木葬墓地使用申込書」及び「②合葬式樹木葬墓地受付票、抽選結果通知書のはがき（2枚）」に必要事項を記入し、はがきにはそれぞれ85円切手を貼付したうえ、平和公園管理事務所でお申込みください。

(3) 電子申請の場合

スマートフォンからのお申込みの場合、下記の二次元バーコードからお申込みください。また、パソコンからお申込みの場合、千葉市ホームページのトップページの「くらし・手続」→「電子行政サービス」→「電子申請・届出」→「>>ちば電子申請サービス【千葉市】」→「オンライン申請手続き」内の検索キーワードに「樹木葬」と入力し検索してお申込みください。（7月3日（金）午前8時30分～7月31日（金）午後5時）

また、平和公園管理事務所からのメールを受信できるよう、メールソフトを設定してください。



9 申込みにあたっての注意事項

当選後、資格審査を受けない場合は、使用許可を受けることができません。焼骨及び生前を合わせて3体以上を申込みの場合は、申請書を2枚以上に分けて申込みことができます。（区分Cを除く）この場合、それぞれの区分ごとの抽選となりますので、申込みのすべてが当選するとは限りません。

区分Cによる申込みは、現に本市営（桜木霊園、平和公園）の一般墓地に埋蔵されている焼骨のみが申込対象となるため、この焼骨の数を超える申込みはできません。（C-2・C-3の生前分は除く）

【申込みが無効となる場合】

次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が判明したときも無効とします。

- (1) 「令和8年度平和公園合葬式樹木葬墓地使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- (2) 同一の焼骨又は生前予約対象者（使用予定者）について、複数の申込みをした場合
- (3) 現に本市営（桜木霊園、平和公園）の普通墓地・芝生墓地・林間墓地の使用の許可を受けている方が区分C-1・C-2・C-3・C-4以外の申込みをした場合
- (4) その他、虚偽の記載や上記に類する申込みであると認められる場合

【注意事項】

この申込みに必要な「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

10 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 日時及び場所

- (1) 抽選日時：令和8年9月15日(火) 午前9時30分～午前11時30分
- (2) 場 所：千葉市役所 1階 正庁（中央区千葉港1番1号）



交通手段（アクセス）	・JR千葉みなと駅	徒歩約7分
	・JR千葉駅	徒歩約12分
	・京成電鉄千葉駅	徒歩約12分
	・千葉モノレール市役所前駅	徒歩約1分

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 公開抽選

申込者数が募集数を超えた区分がある場合、申込区分ごとの抽選により「当選」、「補欠」、「落選」を決定します。

抽選は通知した受付番号（抽選番号）により行い、募集数を当選とし、次いで補欠順位を決定します。

なお、ご来場いただかなくても抽選結果に影響はありません。

3 抽選結果

- (1) 抽選後、平和公園指定管理者のホームページに抽選結果を掲載し、抽選結果通知書により、すべての方に「当選」、「補欠」、「落選」をお知らせします。電子申請の方には、電子メールでお知らせします。
- (2) 「当選」しても、資格審査により使用許可を受けることができない場合があります。
- (3) 「当選」した方の中からキャンセル等が出た場合、「補欠」の中でその順位上位の者から繰り上げて「当選」とします。

※「補欠」の資格の有効期限は、令和8年12月28日(月)です。なお、有効期限までに繰り上げ当選の連絡がなかった場合は、自動的に「落選」となります。

※電話や電子メール等による抽選結果のお問い合わせには、お答えできません。

※抽選結果は、平和公園管理事務所にも掲示します。

11 当選された方へ

資格審査（使用許可申請）

「当選」した方は、資格審査期間に下記の必要書類等を提出し、審査を受ける必要があります。
審査を受けない場合は、使用許可を受けることはできません。

【資格審査に持参するもの】

- (1) 抽選結果通知書（電子申請は、抽選結果のメール本文を印刷したもの）
- (2) 申請書等の提出書類（次に記載の【提出する書類等】をご確認ください。）
- (3) 申請者以外の方が資格審査を受ける場合は、合葬式樹木葬墓地の使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状（代理人の身分証明書として運転免許証やマイナンバーカード等を持参）

【提出する書類等】

1 申請者全員が提出する書類（必要書類を当選者に郵送します。）

- (1) 使用許可申請書
- (2) 誓約書
- (3) 同意書（申込区分に応じたもの）

2 区分ごとに必要な書類

区分A-1・A-2、B-1・B-2・B-3（焼骨所持の区分）

- (1) 次のいずれかの書類

焼骨の収蔵等	提出書類
自宅保管	・火葬許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出） ・埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（17頁） ・埋蔵する焼骨を粉状にすることについての同意書（埋蔵区分が粉骨の場合に限る）（19頁）
桜木霊園（桜木霊堂）・ 平和公園に埋蔵・収蔵	・使用許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出） ・埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（17頁） ・埋蔵する焼骨を粉状にすることについての同意書（埋蔵区分が粉骨の場合に限る）（19頁）
その他の墓地・納骨堂に 埋蔵・収蔵	・埋蔵・収蔵証明書（原本）（21頁に見本があります） ・埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（17頁） ・埋蔵する焼骨を粉状にすることについての同意書（埋蔵区分が粉骨の場合に限る）（19頁）
戸籍に記載されていない （死産・水子等）	・死胎証明書 ・死産証明書 ・埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（17頁） ・埋蔵する焼骨を粉状にすることについての同意書（埋蔵区分が粉骨の場合に限る）（19頁）
生前予約 （区分B-2の場合）	・埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（18頁）

(2) 戸籍謄本等

- 1 申請者と死亡者との関係がわかり、死亡記載のある戸籍謄本
- 2 承諾が必要な者および同意が必要な者の有無が確認できる戸籍謄本
- 3 上記の者が死亡している場合は、その死亡が確認できる戸籍謄本
- 4 千葉県パートナーシップ宣誓をしている方は、千葉県パートナーシップ宣誓証明書等

(3) 承諾書（申請者と死亡者の関係が配偶者以外の場合）

※このしおりの20頁の様式をコピーし、使用してください。

【参考例】

申請者と死亡者との関係	承諾が必要な人
親子 (申請者：子 ⇒ 死亡者：親)	死亡者の配偶者 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
親子 (申請者：親 ⇒ 死亡者：子)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 申請者の配偶者
兄弟姉妹	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者と申請者の両親 死亡者と申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
祖父母と孫 (申請者：孫 ⇒ 死亡者：祖父母)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く）
祖父母と孫 (申請者：祖父母 ⇒ 死亡者：孫)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く） 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く） 死亡者の祖父母（申請者を除く）

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

区分C-1・C-4（焼骨所持 本市営の一般墓地返還の区分）

- (1) 墓地使用許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
- (2) 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書（17頁）
- (3) 埋蔵する焼骨を粉状にすることについての同意書（埋蔵区分が粉骨の場合に限る）（19頁）

区分C-2（生前予約1体 本市営の一般墓地返還の区分）

- (1) 墓地使用許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
- (2) 申請者の配偶者等及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍謄本
- (3) 申請者の配偶者等及び2親等以内の血族（14頁 注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬式樹木墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、ご親族の理解を得ておくようお願いいたします。）（18頁）

区分C-3（生前予約2体 本市営の一般墓地返還の区分）

- (1) 墓地使用許可証（原本とコピー1部を持参し、コピーを提出）
- (2) 戸籍謄本等
 - ・申請者と一緒に埋蔵される生前予約対象者（使用予定者）との続柄がわかる戸籍の全部事項証明書等
 - ・申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する改製原戸籍、戸籍の全部事項証明書等
 - ・申請者と一緒に埋蔵される生前予約対象者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する改製原戸籍、戸籍の全部事項証明書等
 - ・千葉県パートナーシップ宣誓をしている方は、千葉県パートナーシップ宣誓証明書等
- (3) 同意書（18頁）
 - ・申請者の配偶者等及び2親等以内の血族（14頁 注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬式樹木葬墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、ご親族の理解を得ておくようお願いいたします。）
 - ・申請者と一緒に埋蔵される生前予約対象者の配偶者等及び2親等以内の血族（14頁 注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬式樹木葬墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、ご親族の理解を得ておくようお願いいたします。）

区分D-1・D-2（生前予約の区分）

- (1) 申請者の配偶者等及び2親等以内の血族関係を証明する改製原戸籍、全部事項証明書等
- (2) 申請者の配偶者等及び2親等以内の血族（14頁 注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬式樹木葬墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、ご親族の理解を得ておくようお願いいたします。）（18頁）

区分E（生前予約の区分）

- (1) 戸籍謄本等
 - ・申請者と一緒に埋蔵される生前予約対象者（使用予定者）との続柄がわかる戸籍の全部事項証明書等
 - ・申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する改製原戸籍、全部事項証明書等
 - ・申請者と一緒に埋蔵される生前予約対象者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する改製原戸籍、全部事項証明書等
 - ・千葉県パートナーシップ宣誓をしている方は、千葉県パートナーシップ宣誓証明書等
- (2) 同意書（18頁）
 - ・申請者の配偶者等及び2親等以内の血族（14頁 注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬式樹木葬墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、ご親族の理解を得ておくようお願いいたします。）
 - ・申請者と一緒に埋蔵される生前予約対象者の配偶者等及び2親等以内の血族（14頁 注1）からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（埋蔵された焼骨は返還されないため、合葬式樹木葬墓地にお申込みをされる際には、ご親族でよく話し合い、ご親族の理解を得ておくようお願いいたします。）

注1 同意書は原則として以下の範囲の親族（未成年者を除く）に記載していただく必要があります。案件によっては、追加で同意書の提出が必要となる場合があります。
死亡により同意書の徴取ができない場合は、死亡の事実が記載されている戸籍の提出が必要です。

申請者の親族状況	同意書の徴取が必要な親族
配偶者、親又は子がいる場合	配偶者、親、子の全員
配偶者、親又は子のいずれもない場合	兄弟姉妹全員
配偶者、親、子、兄弟姉妹のいずれもない場合	同意書は不要

4 その他（申立書が必要な場合）

承諾書の承諾者欄及び同意書の同意者欄に掲げる者が所在不明となっている場合など、特別な事情がある場合は申立書が必要となります。（平和公園管理事務所にご相談ください。）

12 資格審査に合格された方へ

○改葬許可申請、墓地の原状回復、墓地の返還 ※区分C-1・C-2・C-3・C-4のみ

区分C-1・C-2・C-3・C-4で資格審査に合格された方は、改葬許可申請（本市営霊園の普通墓地・芝生墓地・林間墓地から合葬式樹木葬墓地に焼骨を移す手続き）、墓地の原状回復（墓地の撤去工事）、墓地の返還（返還届の提出）が必要になります。

返還届提出時までにお骨の体数を管理事務所にお知らせください。

○使用料の納入

使用料をお支払いいただくため、「納付書」を令和8年12月上旬に郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までに一括納付にてお支払いください。

（一度納めた使用料については、返還できません。）

○使用許可証の交付

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

その際、納骨等の手続きについてのご案内を同封いたします。

○使用開始日

使用許可証交付日以降（令和8年12月下旬）

13 使用許可証の交付を受けた方へ

合葬式樹木葬墓地への納骨手続きについて

納骨は予約制となっています。合葬式樹木葬墓地の使用許可証を受け取った方は、平和公園管理事務所の窓口や電話などで予約をお願いします。（お手元に使用許可証をご用意ください）焼骨を所持している方は使用許可日から1年以内に納骨をお願いいたします。

なお、生前予約された方は、お申込者が死亡した場合において納骨手続きがなされるよう、ご親族や関係者に事前に手続きを依頼しておくなど必要な措置を講じてください。また、生前予約2体分の区分でお申込者が先に死亡した場合は、2体目の方が承継手続きをする必要があります。

【納骨時に必要な書類】

- 1 合葬式樹木葬墓地使用許可証
- 2 火葬許可証又は改葬許可証

埋蔵・収蔵証明で資格審査を受けた方は、改葬許可申請の手続きが必要となりますので、早めに埋蔵、収蔵している墓地（霊園、お寺等）、納骨堂等の管理事務所で手続きをお願いします。

- 3 身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）

【桜木霊園及び平和公園一般墓地・桜木霊堂からの改葬】

桜木霊園及び平和公園一般墓地・桜木霊堂に埋蔵している方は、改葬許可申請が必要となります。次の書類を持参し、焼骨を埋蔵・収蔵している市営霊園の管理事務所で改葬許可申請を行った上で、千葉市役所生活衛生課にて改葬許可証の交付を受けてください。

- (1) 使用許可証（桜木霊園及び平和公園一般墓地・桜木霊堂）
- (2) 印鑑（認印）
- (3) 身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）
- (4) 手数料300円

※使用許可者以外の方が来所される場合は、委任状、代理人の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）が必要です。

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

申込書の書き方（例）

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

令和8年度 平和公園合葬式樹木葬墓地使用申込書

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	チ バ タ ロウ		
	氏 名	千 葉 太 郎		
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 30 年 1 月 23 日		
	住 所	〒 265 - 0066		
		千葉市 若葉 区 多部田町1-3		
	連 絡 先 日中の連絡先	ヘイワハイツ 101 号 (千葉市定住年数:)		
		(電話番号) 043-228-2057 (携帯電話) 090-999-9999		
	市営霊園の許可	許可を得ている ☐ 許可を得ていない ☒		
※区分Cの方記入	桜木霊園・平和公園 区 号			
	納骨されている体数 体			
	墓地使用者名			

このしおりの6頁申込区分及び募集数を確認し、希望する申込区分のアルファベットを一つだけ記入してください。

ご希望の申込区分を申込欄に記入してください。

申込区分

B-2

申込対象者の氏名、フリガナを記入してください。生前予約分を含む場合、申込者本人を1の欄に記入してください。

申込対象者の記入欄

申込区分1・C-4以外の申込区分を申し込まれる方

申込の対象となる方の氏名等を記入し、焼骨・生前の別に○をつけてください。

申込区分C-3については生前予約の対象となる方のみ記入してください。

1	フリガナ	チ バ タ ロウ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	千 葉 太 郎		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 30 年 1 月 23 日		
2	フリガナ	チ バ ハナ コ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	千 葉 花 子		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 3 年 2 月 1 日		

桜木霊園・平和公園にお墓を持っているか（許可を得ている）持っていないか（許可を得ていない）のどちらかに○を付けてください。

区分Cで申し込まれる方のみ記入してください。

申込者から見て、どのような続柄かを記入してください。

※次の欄には記入しないでください。

受付印欄	受付番号（抽選番号）		
抽選結果	当選・補欠・落選	補欠順位	位
備 考			

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

様式第13号

同意書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市霊園指定管理者

【同意者】

住 所

フリガナ

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス@

下記の焼骨は、埋蔵後に返還されないことについて、同意します。

記

	桜木霊園合葬式墓地（直接合祀）		合 祀 室		
	平和公園合葬式樹木葬墓地		区 一		
被埋蔵者氏名等	埋蔵される方の氏名及び同意者との続柄を記載してください。				
	1		焼骨	同意者との続柄	
	2		焼骨	同意者との続柄	

※同意者との続柄は、被埋蔵者から見た続柄を記載してください。

様式第14号

同意書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市霊園指定管理者

【同意者】

住 所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

下記の焼骨が、(桜木霊園合葬式墓地(直接合祀)・平和公園合葬式樹木葬墓地)に埋蔵されること及び埋蔵後に返還されないことについて、同意します。

記

	桜木霊園合葬式墓地（直接合祀）		合 祀 室		
	平和公園合葬式樹木葬墓地		区 一		
被埋蔵者氏名等	埋蔵される方の氏名及び同意者との続柄を記載してください。				
	1		生前	同意者との続柄	
	2		生前	同意者との続柄	

※同意者との続柄は、被埋蔵者から見た続柄を記載してください。

様式第15号

同意書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市霊園指定管理者

【同意者】

住 所

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

下記の焼骨を、市で粉骨し、粉状にした上で平和公園合葬式樹木葬墓地に埋蔵することについて、同意します。

記

平和公園合葬式樹木葬墓地			区 ー		
被埋蔵者氏名等	埋蔵される方の氏名及び同意者との続柄を記載してください。				
	1		焼骨	同意者との続柄	
	2		焼骨	同意者との続柄	

※同意者との続柄は、被埋蔵者から見た続柄を記載してください。

承 諾 書

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

上記の者が、.....の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として、
墓地の使用許可申請をすることを承諾します。

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

埋蔵・収蔵証明書

1 申請者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 死亡者との続柄

2 死亡者

(1) 本 籍

(2) 住 所

(3) 氏名・性別 男 ・ 女

(4) 死亡年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

(5) 埋蔵（収蔵）年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

上記のとおり、ご遺骨の埋蔵（収蔵）の事実を証明します。

令和 年 月 日

寺院名

所在地

代表者 印

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

平和公園案内図



《公共交通機関をご利用の場合》

①京成バス千葉イーストでのアクセス

JR千葉駅東口バスターミナル10番バス乗り場より乗車してください。

JR千葉駅より約10キロメートル、バスの所要時間は約30分です。

●ローズタウン・平和公園経由 中野操車場行

「中野操車場行」乗車(平日：下り「中野操車場行」、上り「千葉駅行」、「平和公園」下車、徒歩3分。

●中野操車場行／成東行

「中野操車場行」または「成東行」乗車、「北谷津」下車、徒歩15分。

②「コミュニティバス」でのアクセス

千葉都市モノレール千城台駅バス乗り場より乗車してください。モノレール千城台駅より約4キロメートル、バスの所要時間は約25分です。

●平和公園いずみ台ローズタウン入口行

「平和公園いずみ台ローズタウン入口」下車、徒歩12分。

※平日及び土日祝日の3便が「平和公園正門前」に乗り入れています。乗り入れ以外のバスに乗車の場合は、「平和公園いずみ台ローズタウン入口」で下車してください。

《車をご利用の場合》

●東京方面より京葉道路、貝塚インターから降りて直進約2km「加曽利」の交差点で左折し東金街道(国道126号線)を直進約4.5km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。

●東金方面より千葉東金有料道路、大宮インターから降りて左折して約3km「坂月町」の交差点で右折し東金街道(国道126号線)直進約2km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。

●お問い合わせ先

平和公園管理事務所 月曜日～日曜日 8時30分～17時00分(年末年始を除く)

〒265-0066 千葉市若葉区多部田町1492番地2

電話：043-228-2057

FAX：043-228-4266

Eメール：info-chibaheiwapark@seibu-la.co.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。